富谷市いじめ防止基本方針

初 版	平成26年(2014年) 3月	
第2版	平成31年(2019年)3月	平成30年3月「宮城県いじめ防止基本方針改
		訂」を受けた改訂 他
第3版	令和7年(2025年)9月	令和6年9月「いじめの重大事態に関するガ
		イドラインの改訂」を受けた改訂 他

令和7年9月 富谷市・富谷市教育委員会

目次

はじめに	1
1 基本的な考え方	
(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念	1
(2) いじめの定義	1
(3) いじめの理解	3
(4) いじめの防止等に関する基本的考え方	4
2 富谷市が実施する施策	
(1) 富谷市いじめ防止基本方針の策定	6
(2) いじめ問題対策連絡協議会の設置	6
(3)市教育委員会の附属機関の設置	6
(4)その他の主な施策	7
(5) 市教育委員会が実施すべき施策	9
3 学校が実施すべき施策	
(1)学校いじめ防止基本方針の策定	1 1
(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織	1 3
(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置	1 6
4 重大事態への対処	
(1)市教育委員会又は学校による調査	1 9
ア 重大事態の発生と調査	
イ 調査結果の提供及び報告	
(2)調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	2 5
ア 再調査	
イ 再調査の結果を踏まえた措置等	

(資料) いじめの防止等のための基本的な方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

富谷市及び富谷市教育委員会は、本市の児童生徒の尊厳を保持するため、市内の学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。)のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、以下の基本方針を定めるものである。

1 基本的な考え方

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、校種を問わず全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、一人一人の児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを目指して行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにしなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(2) いじめの定義

いじめ防止対策推進法(以下「法」という。)において、「いじめ」は、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

この定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの 判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた児童生徒の立場 に立って行うことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるい

じめに該当するかどうかを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める必要がある。 例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを 踏まえ、行為が起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等 を客観的に確認するとともに表面のみにとらわれることなく、当該児童生 徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条 の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団 (グループ) など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする

- 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたり する
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

(3) いじめの理解

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。国立教育政策研究所による「いじめ追跡調査2016-2018いじめQ&A(令和3年7月 生徒指導・進路指導研究センター)」によれば、暴力を伴わないいじめ(仲間はずれ・無視・陰口)について、小学校4年生(2013年)から中学校3年生(2018年)までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割弱、加害経験を全く持たなかった児童生徒は1割弱、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割強であり、「暴力を伴わないいじめ」は、「お互いにやったりやられたりする行為」、「誰でもが被害者としても加害者としても巻き込まれやすい行為」であることが分かる。※

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題(例えば無秩序性や閉塞性)、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

[※] 令和6年12月の同調査は、2018年からのコロナ禍の影響で、想定されない欠席者が増 えたことから、小4から中3までの6年間分の追跡結果の分析については、見送るこ ととされた。

(4) いじめの防止等に関する基本的考え方

ア いじめの防止

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは 決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳 心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合え る態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要 である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改 善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加 えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学 校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

また、これらに加え、いじめの問題への取組の重要性について市民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

イ いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、学校や市教育委員会は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

ウ いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた 児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたと される児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的 な対応を行うことが必要である。また、家庭や市教育委員会への連絡・ 相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

このため、教職員は日頃から、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

エ 家庭との連携について

家庭においては、保護者は、その保護する児童生徒の生活の様子に変化や不安を具体的に理解することが期待される。また、学校では、家庭との緊密な連携の下に、必要な関係機関等にも相談しながら、一体となって問題の解消に努めることが必要である。併せて、普段から保護者会等において、学校におけるいじめの実態や学校いじめ基本方針について情報交換や協議することや、いじめに対する家庭の気づきと教職員の気づきを互いに共有できるよう、連絡を密にしていくことが重要である。

オ 地域との連携について

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者や地域との連携が必要である。例えばPTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、学校評議員や学校関係者評価委員会等を活用したりするなど、いじめの問題について地域と連携した対策を推進することが必要である。また、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域が組織的に連携・協働する体制を構築することも重要である。

カ 関係機関との連携について

いじめの問題への対応においては、例えば、学校や市教育委員会においていじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関(警察、児童相談所、医療機関、法務局等)との適切な連携が必要であり、警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、日頃から、学校や市教育委員会と関係機関の担当者を窓口とした情報交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

例えば、教育相談の実施に当たり、必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局など、学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知したりするなど、学校や市教育委員会が、関係機関による取組と連携することも重要である。

2 富谷市が実施する施策

(1) 富谷市いじめ防止基本方針の策定

市及び市教育委員会は、本市におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、県のいじめ防止基本方針を参考に、富谷市いじめ防止基本方針(以下「市基本方針」という。)を策定する。

市基本方針に基づくいじめ防止等のための対策が総合的かつ効果的に進められているかについては、定期的に見直しを行い、必要に応じて市基本方針及び施策の見直しを図っていく。

(2) いじめ問題対策連絡協議会・いじめ問題対策調査委員会の設置

学校と地域の関係機関等とのいじめの問題の対応に係る連携を確保するため、市及び市教育委員会は、「富谷市いじめ問題対策連絡協議会(以下「市連絡協議会」という。)」を設置し、その構成員は、学校、市教育委員会、児童相談所、大和警察署、この他専門的な知識及び経験を有する第三者等とする。また、平素より、いじめ問題対策連絡協議会における地域の関係機関等との連携を通じ、いじめの重大事態の調査を行うための組織(「いじめ問題対策調査委員会」)の委員を確保する。

(3) 市教育委員会の附属機関の設置

市教育委員会は、市基本方針に基づくいじめ防止等の対策を実効的に行 うため、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性、 中立性を確保した附属機関を設置する。

附属機関の主な機能については、以下のとおりである。

- ・ 市教育委員会の諮問に応じ、市基本方針に基づくいじめの防止等の ための調査研究等、有効な対策を検討するため専門的知見からの審 議を行う。
- 学校におけるいじめに関する通報や相談を受け、第三者機関として 当事者間の関係を調整するなどして問題の解決を図る。
- 学校におけるいじめの事案について、学校からいじめの報告を受け 自ら調査を行う必要がある場合に当該組織を活用する。
- ・ 重大事態に係る調査を市教育委員会が行う場合は、この附属機関に おいて調査を行う(重大事態への対処については「4 重大事態へ

の対処」に詳述)。

(4) その他の主な施策

- いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置、そ の他の人的体制の整備等の必要な措置を講ずるよう努める。
- いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備・相談窓口 を周知徹底する。
 - ・ 「24時間子供SOSダイヤル」や宮城県総合教育センターにおける教育相談等、多様な相談窓口を確保し、県及び市町村が設置した窓口を児童生徒・保護者及び市内の関係各者に周知徹底する。
 - ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、県総合教育 センター等のいじめに関する通報及び相談体制を整備した場合、児 童生徒から活用されるよう、自らの取組を積極的に周知する(スク ールカウンセラーの相談日の案内、県総合教育センター職員による 学校訪問、教育相談職員による学校訪問等)。特に、スクールカウン セラー、スクールソーシャルワーカーは、学校のいじめ対策組織の 構成員となっている場合は、自らその一員であることを児童生徒、 保護者等に積極的に伝える取組を行う。
 - ・ 周知の際には、相談の結果、いじめの解決につながった具体的な事例(プロセス)を示すなど、児童生徒に自ら周囲に援助を求めることの重要性を理解させる。
- いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制を整備する。
- 保護者が、法に規定された保護者の責務等を踏まえて、子供の規範意識 を養うための指導等を適切に行うことができるよう、保護者を対象とし た啓発活動や相談窓口の設置など、家庭への支援を行う。
- いじめの未然防止に向けて、幼児期の教育においても、発達段階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちを持って行動できるよう、取組を促す。また、就学前のガイダンス等の機会を捉え、幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組を企画・提案する。
- いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員の研修の充実を通じた教職員の資質能力の向上、生徒生活指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教職員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じる者の確保、いじめへの対処に関し助言を行うために

学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずる。

- 児童生徒がインターネット上のいじめに巻き込まれていないかどうか を監視するために SNS 等を対象とした県警ネットパトロールの実施体 制との連携や活用を図る。
- いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方、その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況について、国や県の調査研究結果を活用したいじめ防止等の対策を講ずる。また、情報モラルを身に付けさせる為の教育の充実に取り組む。
- いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、 いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓 発活動を実施する。
- いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備する。
- 市立学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実を図る。
 - ・ いじめの実態把握の取組状況等、設置する学校における定期的なアンケート調査、個人面談の取組状況等を点検するとともに、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を促す。
- 学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制構築するため、PT Aや地域の関係団体との連携促進を図る。
- 重大事態への対処
 - ア 市長は、法第28条に定める「重大事態」発生の報告を受け、当該報告 に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止の ため必要があると認めるときは、附属機関により、市教育委員会又は学 校による調査の結果について調査を行うことができ、調査を行ったとき は、その結果を議会に報告しなければならない
 - イ 市長及び市教育委員会は、調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任 において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の 事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる

(5) 市教育委員会が実施すべき施策

- 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する 能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全て の教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等を充実させる。
- いじめの防止に資する活動であって市立学校に在籍する児童生徒が自 主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に 資する活動に対する支援、市立学校に在籍する児童生徒及びその保護 者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に 関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずる。
- いじめを早期に発見するため、市立学校に在籍する児童生徒に対する 定期的なアンケート調査、個人面談その他の必要な措置を講ずる。ま た、学校の設置者として、その設置する学校におけるアンケート調 査、個人面談の取組状況を把握しておく。
- 市立学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができるようにするため、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置、弁護士等の専門家の派遣、人権擁護機関等の関係機関との連携等の体制整備を図る。同時に、いじめに適切に対応できる学校指導体制の整備を推進するとともに、部活動休養日の設定等、教員が行う業務の明確化を含む教職員の業務負担の軽減を図る。
- 市立学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質能力の向上に必要な措置を講ずる。全ての教職員に対し、いじめの問題に関する校内研修を実施し、教職員間のコミュニケーションを積極的に図り、共通理解を基とした、いじめ問題への取組を促す。
- 市立学校に在籍する児童生徒及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対する必要な啓発活動を実施する。
- いじめに対する措置
 - ・ 法第23条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、市立学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示する。支援とは具体的には指導主事等の職員、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の派遣、警察関係機関との連携等が考えられる。さらに、学校の設置者として市立学校からの報告に

係る事案について自ら必要な調査を行う。

・いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法第35条第1項 (同法第49条において準用する場合を含む。)の規定に基づき当該 児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒その他の児 童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速 やかに講ずることができるよう支援にする。いじめの加害者である児 童生徒に対して出席停止の措置を行った場合は、出席停止の期間にお ける学習への支援など教育上必要な措置を講じ、当該児童生徒の立ち 直りを支援する。また、市教育員会はいじめられた児童生徒又はその 保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学との弾 力的な対応を検討する。

○ 重大事態への対処

- ・ 重大事態の発生を防ぎ、かつ、重大事態が発生した際に、適切な対応 をとることができるよう、平時から全ての教職員は、法、基本方針、 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン改訂版(文部科学 省・令和6年8月改訂)」及び「生徒指導提要(改訂版)」の理解に 努める。
- ・ 「重大事態」に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止 に資するため、速やかに組織を設け、質問票の使用その他の適切な方 法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行 う。
- ・ 前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受け た児童生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関 係等その他の必要な情報について情報を適切に提供する責任がある。
- ・ 学校が調査を行う場合においては、調査及び情報の提供について必要 な指導及び支援を行う。
- 学校評価の留意点、教員評価の留意点
 - ・ 学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されることを教職員に周知徹底するとともに、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むようにしなければならない。したがって、市教育委員会は、学校いじめ防止基本方針に基づく取組(いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対

処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート調査、個人 面談・保護者面談等の実施、校内研修の実施等)の実施状況を学校評 価の評価項目に位置付けるよう、各学校に対して必要な指導・助言を 行う。

・ 教員評価において、学校におけるいじめ防止等の対策の取組状況を積極的に評価するよう促すことも重要である。その際、教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際に問題を隠さず、迅速かつ適切に対応すること、組織的な取組等を評価するよう、実施要領の策定や評価記録書の作成、各学校における教員評価への必要な指導・助言を行う。

○ 学校運営改善の支援

- ・ 教職員が子供と向き合い、保護者、地域住民、関係機関等との連携を 図りつつ、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるよう にするため、いじめに適切に対応できる学校指導体制の整備を推進す るとともに、事務機能の強化など学校マネジメントを担う体制の整備 を図るなど、学校運営の改善を支援する。
- ・ 保護者や地域住民が学校運営に参画する学校評議員や学校関係者評価 委員会等の活用により、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有 し地域ぐるみで対応する仕組みづくりを推進する。
- ・ 学校評議員や地域学校協働本部等が整備されている場合には、学校は 当該学校のいじめに係る状況及び対策について情報提供するとともに、 連携・協働による取組を進める。これらの仕組みが設けられていない 場合には、民生委員や町内会等の地域の関係団体等に働きかけながら、 地域との連携・協働を進める。

3 学校が実施すべき施策

学校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、市教育委員会とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進することが必要である。

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。その際、国の基本方針、県及び市のいじめ防止基本方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組

の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定めることが必要である。 学校いじめ防止基本方針を定める意義としては、次のようなものがあ る。

- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員 がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員に よる対応ではなく組織として一貫した対応となる。
- ・ いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒 及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与え るとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- ・ 加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめ の加害者への支援につながる。

学校いじめ防止基本方針には、例えば、いじめの防止のための取組、早期発見・いじめ事案への対処(以下「事案対処」という。)の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などを定めることが想定され、いじめの防止、いじめの早期発見、事案対処などいじめの防止等全体に係る内容となるよう努める。

その中核的な内容としては、いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定めたり、その具体的な指導内容のプログラム化(「学校いじめ防止プログラム」の策定等)を図る。

また、アンケート調査、いじめの通報、情報共有、適切な対処等のあり方についてのマニュアルを定め(「早期発見・事案対処のマニュアル」の策定等)、それを徹底するため、「チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する」などといったような具体的な取組を盛り込む。そして、これら学校いじめ防止基本方針の中核的な策定事項は、同時に学校いじめ対策組織の取組による未然防止、早期発見及び事案対処の行動計画となるよう、事案対処に関する教職員の資質能力向上を図る校内研修の取組も含めた、年間を通した当該組織の活動が具体的に記載されるものとする。

さらに、いじめの加害児童生徒に対する成長支援の観点から、加害児童 生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めることも望ま しい。

加えて、より実効性の高い取組を実施するため、学校いじめ防止基本方針が、当該学校の実情に即して適切に機能しているかを学校いじめ対策組織を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを、学校いじめ防止基本方針に盛り込んでおく必要がある。

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の項目に位置付け、学校いじめ防止基本方針において、いじめの防止等のための取組(いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート調査、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等)に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価することが重要である。各学校は、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図らなければならない。

学校いじめ防止基本方針を策定するに当たっては、方針を検討する段階から保護者、地域住民、関係機関等の参画を得た学校いじめ防止基本方針になるようにすることが、学校いじめ防止基本方針策定後、学校の取組を円滑に進めていく上でも有効であることから、これらの関係者と協議を重ねながら具体的ないじめ防止等の対策に係る連携について定めることが望ましい。また、児童生徒とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校いじめ防止基本方針の策定に際し、児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。

さらに、策定した学校いじめ防止基本方針については、各学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

各学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置く。

当該組織の構成員としては、各学校に既存の「いじめ問題対策委員会」等を活用し、管理職や主幹教諭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任や部活動指導に関わる教職員、学校医等から、組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定する。さらに、必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等に加え、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加する。

いじめの未然防止・早期発見の実効化とともに、教職員の経験年数やクラス担任制の垣根を越えた、教職員同士の日常的なつながり・同僚性を向上させるためには、児童生徒に最も接する機会の多い学級担任や教科担任等が参画し、学校のいじめ対策の企画立案、事案対処等を、学級担任を含めた全ての教職員が経験することができるようにするなど、未然防止・早期発見・事案対処の実効化のため、組織の構成を適宜工夫・改善できるよう、柔軟な組織とする。このように対応することで、特定の教職員で問題を抱え込まず、複数の目による状況の見立てが可能になり、より実効的ないじめの防止等の対策となることが期待される。

さらに、当該組織を実際に機能させるに当たっては、適切に外部専門家の助言を得つつも機動的に運用できるよう、構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担しておくなど、学校の実情に応じて工夫することも必要である。

また、当該組織は、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体 的な年間計画(学校いじめ防止プログラム等)の作成や実施に当たって は、保護者や児童生徒の代表、地域住民などの参加を図る。

当該組織は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的役割は、次に揚げる役割が挙げられる。

【未然防止】

○ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない 環境づくりを行う役割

【早期発見・事案対処】

- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口と しての役割
- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や、 児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめに係る情報 (いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係 に関する悩みを含む。)があった時には緊急会議を開催するなどして、情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により、事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の 体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実 施する役割

 \bigcirc

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の 作成・実行・検証・修正を行う役割
- 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止 等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割(PDCAサイクルの実行を含む。)。

いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実効的に行うためには、学校いじめ対策組織は、児童生徒及び保護者に対して、その存在及び活動が容易に認識される取組(例えば、全校集会の際にいじめ対策組織の教職員が児童生徒の前で取組を説明する等)を実施する必要がある。また、いじめの早期発見のためには、学校いじめ対策組織は、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通し、事態を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童生徒から認識されるようにしていく必要がある。(改行をなしに)市教育委員会おいては、以上の組織の役割が果たされているかどうか確認し、必要な指導・助言を行う。

学校いじめ対策組織は、いじめの防止の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報が共有でき、共有された情報を基に、組織的に対応出来るような体制とすることが必要である。特に、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要であり、当該組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うためには、教職員はささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに当該組織に報告・相談する。加えて、当該組織に集められた情報は、個別の児童生徒ごとに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

学校として、学校いじめ防止基本方針やマニュアル等において、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容(いつ、どこで、誰が、何を、どのように等)を明確に定めておく必要がある。

これらのいじめの情報共有は、個々の教職員の責任追及のために行うものではなく、気づきを共有して早期対応につなげることが目的であり、学校の管理職は、リーダーシップを取って情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む必要がある。

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

市教育委員会及び学校は、連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

ア いじめの防止

いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。また、その際の指導の基本は、児童生徒の「居場所づくり」や「絆づくり」であり、児童生徒の心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

児童生徒に対するアンケート調査や聴き取り調査によって初めていじめの事実が把握される例も多く、いじめの被害者を助けるためには児童生徒の協力が必要となる場合がある。このため、学校は児童生徒に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動を取る重要性を理解させるよう努める。

加えて、日々の教育活動において、児童生徒に自己存在感を与えること、共感的な人間関係を育成すること、自己決定の可能性の場を与え自己の可能性の開発を援助するなどの生徒指導の三機能を生かして、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくることが重要である。

さらに、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う必要がある。

イ いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。

あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等によ

り、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、併せて保護者にも協力してもらい、家庭で気になった様子はないかを把握するよう、積極的に保護者からの相談を受け入れる体制や、地域の方から通学時の様子を寄せてもらえる体制を整備し、いじめの実態把握に取り組む。

各学校は、学校いじめ防止基本方針において、アンケート調査、個人 面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定め ておく必要がある。

アンケート調査や個人面談において、児童生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとって多大な勇気を要するものである事を教職員は理解しなければならない。これらを踏まえ、学校は、児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。

ウ いじめに対する措置

法第23条第1項は、「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事案があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」としており、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、同項の規定に違反し得る。

また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を 適切に記録しておく必要がある。

学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通す。

加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長に主眼を置き、いじめに至った背景等も踏まえ、自らの生活や行動などを反省させ、将来に希望や目標をもち、より充実した学校生活を送ることができるよう教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされてい

る必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、 必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害生徒児童及び加害児童生徒については、保護者との連携を図り日常的に注意深く観察する必要がある。

なお、法第23条のいじめの通報を受けた場合、事実の有無の確認を行 うとともに、事実がなかった場合でも、その事実確認の結果を市教育委員 会に報告することが必要である。

エ 情報モラル教育の充実とインターネット上のいじめへの対応

インターネット上のいじめは、パスワード付きのサイト、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)や携帯電話等のメールを利用

して行われることが多く、大人の目に触れにくく発見しにくい。児童生徒が、今後も変化を続けていくであろう情報手段を効果的に活用することができる判断力や心構えを身に付けさせるための情報モラル教育を一層充実させる必要があり、保護者においてもこれらの問題について理解を求めておくことが必要である。

ネット上の不適切な書き込みについては、被害の拡大を防ぐために、 直ちに削除する措置をとることとするが、名誉毀損やプライバシー侵害 等があった場合には、必要に応じて法務局の協力を求める。また、児童 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときには、 直ちに所轄の警察に相談、通報する。ただし、学校単独で対応が困難と 判断した場合には、市教育委員会と相談しながら外部の専門機関に援助 を求めるなどの対応を考えることも必要である。

4 重大事態への対処

(1) 市教育委員会又は学校による調査

ア 重大事態の発生と調査

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重 大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

① 重大事態の意味について

重大となる案件については、法第28条1項に記載されており、 各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して 行われるいじめにあること、また、第1号の「生命、心身又は財産 に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目 し、例えば、

- 児童生徒が自死を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合

- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間 30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、市教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

② 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、市教育委員会を通じて市長 へ、事態発生について報告する。

③ 調査の趣旨及び調査主体について

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態 の発生の防止に資するために行うものである。

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに市教育委員会に報告し、市教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

調査の主体は、学校が主体となって行う場合と、市教育委員会が 主体となって行う場合があるが、従前の経緯や事案の特性、いじめ られた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査で は、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分 な結果を得られないと市教育委員会が判断する場合や、学校の教育 活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、市教育委員会に おいて調査を実施する。

学校が調査主体となる場合であっても、法第28条第3項に基づき、市教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。

なお、従前の経緯や事案の特性から必要な場合や、いじめられた

児童生徒又は保護者が望む場合には、法第28条第1項の調査に並行して、市長による調査を実施する。この場合、調査対象となる児童生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、法第28条第1項の調査主体と、並行して行われる調査主体とが密接に連携し、例えば、アンケートの収集などの初期的な調査を市教育委員会又は学校が中心となって行い、収集した資料に基づく分析及び追加調査を、並行して行われる調査で実施する等、適切に役割分担を図る。

④ 調査を行うための組織について

市教育委員会は、その事案が重大事態であると判断したときは、 当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設 ける。

この組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者(第三者)の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

市教育委員会が調査主体となって行う場合は、法第14条第3項 の市教育委員会に設置される附属機関により調査を行う。

なお、職能団体や大学、学会等の協力を得られよう県教委との連携を図り、体制を平素から整えておく。

また、学校が調査の主体となる場合、調査の迅速化を図るため、 各学校の既存の「いじめ問題対策委員会」等を母体として、当該重 大事態の性質に応じて適切な専門家を加えて調査を実施する。

⑤ 事実関係を明確にするための調査の実施

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応 を直接の目的とするものではなく、学校と市教育委員会が事実に向 き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るた めに行う。

a いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行う。この際、質問票の使

用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止めさせる。

いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況に応じた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をすることが必要である。

これらの調査を行うに当たっては、資料の「いじめの防止等のための基本的な方針」内、別添2「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント(抜粋)」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、市教育委員会がより積極的に指導・支援したり、関係機関ともより適切に連携したりしながら対応に当たることが必要である。

b いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する必要がある。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行う。

c 自死の背景調査における留意事項

児童生徒の自死という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自死防止に資する観点から、自死の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意のうえ、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針(改訂版)」(平成26年7月文部科学省・児童生徒の自発 殺予防に関する調査研究協力者会議)を参考とする。

○ 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要

望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。

- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行 う。
- 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、市教育委員会又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- 詳しい調査を行うに当たり、市教育委員会又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておくことが必要である。
- 調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者(第三者)について、県教委からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- 背景調査においては、自死が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び 経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- 学校が調査を行う場合においては、市教育委員会は、情報の提供 について必要な指導及び支援を行う。
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、 正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がない からといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけた り、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意す る。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子供の自死は連 鎖(後追い)の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に 特別の注意が必要であり、WHO(世界保健機関)による自死報

道への提言を参考にする必要がある。

⑥ その他留意事項

法第23条第2項においても、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとされ、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、それのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行う。ただし、法第23条第2項による措置にて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。

また、重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く 傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。市教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する必要がある。

また、事案の重大性を踏まえ、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、転入学等の弾力的な対応を検討する。

イ 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供 する責任

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

市教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告を行う。

これらの情報の提供に当たっては、必要以上に個人情報保護を楯 に説明を怠るようなことがあってはならず、市教育委員会又は学校 は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個 人情報に十分配慮し、適切に提供する。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることを調査に 先立ち、調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が 必要であることに留意する。

また、学校が調査を行う場合においては、市教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

② 調査結果の報告

調査結果については、市長に報告する。

上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。

(2) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

ア 再調査

(公立の学校に係る対処)

第30条第2項 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、 当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発 生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を 行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果につい て調査を行うことができる。

イ 再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び 責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と 同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。「必要な措 置」としては、市教育委員会においては、県教委からの支援を受け、 例えば、指導主事や教育センターの専門家の派遣による重点的な支 援、生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置など人的体制の強化、 心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の追加配置 等、多様な方策を検討し、市長部局においても、必要な教育予算の確保や児童福祉や青少年健全育成の観点からの措置をとるように努める。

また、再調査を行ったとき、市長はその結果を議会に報告するが、 その際は報告の内容について、個々の事案に応じ、個人のプライバシ ーに対して必要な配慮を確保するなど、適切な措置を講ずる。

(資料)

いじめの防止等のための基本的な方針

平成25年10月11日 文部科学大臣決定 (最終改定平成29年3月14日)

(別添2) 学校における取組のポイント学校における「いじめの防止」「早期発見」 「いじめに対する措置」のポイント【抜粋】

学校及び学校の設置者は、連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる

(1) いじめの防止

① 基本的考え方

いじめはどの子供にも起こりうる、どの子供も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童生徒の尊厳が守られ、児童生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組むことから始めていく必要がある。

未然防止の基本となるのは、児童生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。児童生徒に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を児童生徒自らが作り出していくものと期待される。

そうした未然防止の取組が着実に成果を上げているかどうかについては、日常的に児童生徒の行動の様子を把握したり、定期的なアンケート調査や児童生徒の欠席日数などで検証したりして、どのような改善を行うのか、どのような新たな取組を行うかを定期的に検討し、体系的・計画的にPDCAサイクルに基づく取組を継続することが大切である。

② いじめの防止のための措置

ア) いじめについての共通理解

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を

図っていくことが大切である。また、児童生徒に対しても、全校集会や学級活動(ホームルーム活動)などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していくことが大切である。常日頃から、児童生徒と教職員がいじめとは何かについて具体的な認識を共有する手段として、何がいじめなのかを具体的に列挙して目につく場所に掲示するなどが考えられる。

イ) いじめに向かわない態度・能力の育成

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う※1。また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。※2

- ※1 教育振興基本計画(平成25年6月14日閣議決定)
- ※2 児童生徒の社会性の構築に向けた取組例としては、以下のようなものがある。

「ソーシャルスキル・トレーニング」:

「人間関係についての基本的な知識」「相手の表情などから隠された意図や感情を読み取る方法」「自分の意思を状況や雰囲気に合わせて相手に伝えること」などについて説明を行い、また、ロールプレイング(役割演技)を通じて、グループの間で練習を行う取組「ピア(仲間)・サポート」:

異学年等の交流を通じ、「お世話される体験」と成長したあとに「お世話する体験の両 方を経験し、自己有用感や自ら進んで他者とかかわろうとする意欲などを培う取組

ウ) いじめが生まれる背景と指導上の注意

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを進めていくこと、学級や学年、部活動等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進めていくことが求められる。また、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育むことも大切である。

なお、教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている児童生徒や、周りで見ていたり、はやし立てたりしている児童生徒を容認するものにほかならず、いじめられている児童生徒を孤立させ、いじめを深刻化する。また、障害(発達障害を含む)について、適切に理解した上で、児童生徒に対する指導に当たる必要がある。

エ) 自己有用感や自己肯定感を育む

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての 児童生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことがで きるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童生徒が活躍でき、他者の役に 立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童生徒に提供し、児童 生徒の自己有用感が高められるよう努める。その際、当該学校の教職員は もとより、家庭や地域の人々などにも協力を求めていくことで、幅広い大 人から認められているという思いが得られるよう工夫することも有効であ る。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような 体験の機会などを積極的に設けることも考えられる。

なお、社会性や自己有用感・自己肯定感などは、発達段階に応じて身に 付いていくものであることを踏まえ、異学校種や同学校種間で適切に連携 して取り組むことが考えられる。幅広く長く多様な眼差しで児童生徒を見 守ることができるだけでなく、児童生徒自らも長い見通しの中で自己の成 長発達を感じ取り、自らを高めることができる。

オ) 児童生徒自らがいじめについて学び、取り組む

児童生徒自らがいじめの問題について学び、そうした問題を児童生徒自身が主体的に考え、児童生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進(児童会・生徒会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など)する。例えば、「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつける(チクる)ことは卑怯である」「いじめを見ているだけなら問題はない」などの考え方は誤りであることを学ぶ。あるいは、ささいな嫌がらせや意地悪であっても、しつこく繰り返したり、みんなで行ったりすることは、深刻な精神的危害になることなどを学ぶ。

なお、児童会・生徒会がいじめの防止に取り組む事は推奨されることで あるが、熱心さのあまり教職員主導で児童生徒が「やらされている」だけ の活動に陥ったり、一部の役員等だけが行う活動に陥ったりする例もある。 教職員は、全ての児童生徒がその意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかをチェックするとともに、教職員は陰で支える 役割に徹するよう心がける。

(2) 早期発見

① 基本的考え方

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、 教職員相互が積極的に児童生徒の情報交換を行い、情報を共有することが 大切である。

なお、指導に困難を抱える学級や学校では、暴力を伴わないいじめの発 見や早期対応が一層難しくなる点に注意する。また、例えば暴力をふるう 児童生徒のグループ内で行われるいじめ等、特定の児童生徒のグループ内 で行われるいじめについては、被害者からの訴えがなかったり、周りの児 童生徒も教職員も見逃しやすかったりするので注意深く対応する必要があ る。

② いじめの早期発見のための措置

学校は、定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに※3、児童生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる※4。また、保護者用のいじめチェックシートなどを活用し、家庭と連携して児童生徒を見守り、健やかな成長を支援していくことも有効である。

児童生徒及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、児童生徒や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検すること、保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知することが必要である。なお、教育相談等で得た、児童生徒の個人情報については、対外的な取扱いの方針を明確にし、適切に扱う。

定期的なアンケートや教育相談以外にも、いじめの早期発見の手立て

は、休み時間や放課後の雑談の中などで児童生徒の様子に目を配ったり、個人ノートや生活ノート等、教職員と児童生徒の間で日常行われている日記等を活用して交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用したりすることなどが考えられる。なお、これらにより集まったいじめに関する情報についても学校の教職員全体で共有することが必要である。

- ※3 アンケートは、安心していじめを訴えられるよう無記名にするなど工夫し、学期ごとなどの節目で児童生徒の生活や人間関係の状況を把握できるよう、全ての学校において年度当初に適切に計画を立て実施するとともに、全児童生徒との面談等に役立てることが必要である。ただし、アンケートはあくまで手法の一つであり、教員と児童生徒の信頼関係の上で初めてアンケートを通じたいじめの訴えや発見がありうること、アンケートを実施した後に起きたいじめについては把握できないことなどに留意する。(平成22年9月14日文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知「『平成21年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』結果について(通知)」及び国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター「生徒指導リーフ4いじめアンケート」等を参照)
- ※4 児童生徒に対して多忙さやイライラした態度を見せ続けることは避ける。児童生徒の相談に対し、「大したことではない」「それはいじめではない」などと悩みを過小評価したり、相談を受けたにもかかわらず真摯に対応しなかったりすることは、あってはならない。

(3) いじめに対する措置

① 基本的な考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関 と連携し、対応に当たる。

② いじめの発見・通報を受けたときの対応

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場で その行為を止める。児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談 や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、い じめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わりを持つことが必要である。その際、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校における「いじめの防止等の対策のための組織」に直ちに情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに被害・加害児童生徒の保護者に連絡する。

学校や学校の設置者が、いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。

なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

③ いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

いじめられた児童生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。また、児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。 いじめられた児童生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守 ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じ て、複数の教職員の協力の下、当該児童生徒の見守りを行うなど、いじめ られた児童生徒の安全を確保する。

あわせて、いじめられた児童生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童生徒を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。

いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行うことが大切である。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

④ いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する 保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適 切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的 な助言を行う。

いじめた児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童生徒に対して懲戒を加えることも考えられる※5。

ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

⑤ いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない

行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

いじめの解決とは、加害児童生徒による被害児童生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童生徒と加害児童生徒を始めとする他の児童生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。全ての児童生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくことが望まれる。

⑥ ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっている※6ので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

早期発見の観点から、学校の設置者等と連携し、学校ネットパトロールを実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努める。また、児童生徒が悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。

パスワード付きサイトやSNS(ソーシャルネットワーキングサービス)、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていくことが必要である。

- ※5 懲戒とは、学校教育法施行規則に定める退学(公立義務教育諸学校に在籍する学齢 児童生徒を除く。)、停学(義務教育諸学校に在籍する学齢児童生徒を除く。)、訓告の ほか、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常、懲戒権の範囲内と判断 されると考えられる行為として、注意、叱責、居残り、別室指導、起立、宿題、清 掃、学校当番の割当て、文書指導などがある
- ※6 プロバイダ責任制限法に基づく。削除依頼の手順等については、平成24年3月文部科 学省「学校ネットパトロールに関する調査研究協力者会議『学校ネットパトロールに

(4) その他の留意事項

① 組織的な指導体制

いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要である。

一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、学校における「いじめの防止等の対策のための組織」で情報を共有し、組織的に対応することが必要であり、いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る。

いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童生徒の進学・進級や 転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をと る。

また、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応することにより、より 実効的ないじめの問題の解決に資することが期待される。

加えて、学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成や実施に当たっては、保護者や児童生徒の代表、地域住民などの参加を図ることが考えられる。

② 校内研修の充実

全ての教職員の共通認識を図るため、少なくとも年に一回以上、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。教職員の異動等によって、教職員間の共通認識が形骸化してしまわないためにも、年間計画に位置づけた校内研修の実施が望まれる。

③ 校務の効率化

教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、学校の管理職は、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

④ 学校評価と教員評価

学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえて行うことが求められる。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対

応が促されるよう、児童生徒や地域の状況を十分踏まえた目標の設定 や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、学校は評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の、問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるよう、留意する。

⑤ 地域や家庭との連携について

学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。例えば、学校、PTA、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会を活用したりするなど、地域と連携した対策を推進する。

より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。